

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年8月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

岡崎2号第1分流幹線(その1)公共下水道工事

(2) 工事場所

京都市左京区岡崎南御所町 他 地内

(3) 工事概要

ア 円形管推進工

HP 1,650ミリメートル L=393.75メートル(泥濃式)

HP 1,200ミリメートル L=236.70メートル(泥濃式)

VP 600ミリメートル(SP 800ミリメートル)

L=12.65メートル(鋼管さや管方式)

イ 特殊マンホール築造工 4箇所

ウ 立坑工 4箇所

エ 付帯工 一式

(4) 工期

契約の日から平成27年3月16日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、契約時に中間前払金を選択した場合は、部分払を請求することはできないこととする。

(6) 工事実施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式

2 参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（(1)、(2)ア及び(2)イにあっては、提出の日から参加資格の確認の日までの間、(2)ウにあっては競争入札参加資格確認の日）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合。

イ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

ウ 平成25年7月1日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札において、既に2件落札していることにより、年間（平成25年7月1日から平成26年5月31日までとする。）における新たな入札への参加を制限されている場合。

(3) 共同企業体として、3に定める条件を全て満たしていること。

3 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員の資格条件

ア 共同企業体は、代表構成員と構成員の2社で結成するものとする。

イ 代表者となる構成員及び代表者以外の構成員ともに、要綱第3条の規定に基づき、平成25年度の土木工事の種目のランクが「A1」であること。

ウ 共同企業体の各構成員にあっては、建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日に

において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

(2) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とする。

(4) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、30パーセントとする。

(5) その他

共同企業体の入札参加の申出は、6(2)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとする。

4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員と、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年9月11日(水)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

6 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 3(1)ウに掲げる条件に関する書類等

ウ 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(原本3部)

なお、特定建設工事共同企業体協定書(甲)(以下「協定書」という。)については、国土交通省が示す様式にて作成し、5(1)の場所に原本3部を持参すること。

協定書は、原本3部を確認のうえ、2部を返却する。

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成25年9月11日(水)までの午前9時から午後5時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成25年9月20日(金)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

工事の設計書及び図面については、平成25年10月1日(火)までに株式会社中央精器(京都市下京区烏丸通五条下る大坂町396 第3キョートビル 電話075-871-8400)において購入すること(購入時間は、午前9時から午後5時までとする。)。ただし、本件入札の設計図書の一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、購入をしないこともできる。

この参加資格の確認の通知日から平成25年10月1日(火)までの期間に設計書及び図面(京都電子入札システムによりダウンロードして入手した部分を除く。)の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年9月25日(水)までに、5(1)の場所に提出すること。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成25年9月27日(金)までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 2及び3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合(本件入札の開札日の直前の開札日の午後5時までに提出した場合に限る。)又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

カ 平成25年7月1日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札において、既に2件落札したことにより、年間(平成25年7月1日から平成26年5月31日まで)における新たな入札への参加を制限された場合。

キ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

7 予定価格及び最低制限価格の公表

予定価格については、6(4)の通知の日に公表する。また、最低制限価格については、開札日に公表する。

8 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成25年10月16日(水)、17日(木)及び18日(金)の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成25年10月21日(月)午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、5(1)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表する。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額にて入札すること。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二人以上あるときは、開札時に抽選により順位を決定する。

(2) 複数の入札がある場合の落札決定の順序

本件入札以外に、開札後、落札決定に至らない同一等級対象の入札がある場合は、次のアからエまでの方法により、落札決定を行う。この場合、適用する方法の優先順位は、ア、イ、ウ、エの順序とする。

ア 落札決定を行えるようになった日が早い入札から順に落札決定を行う。

イ 開札日時が早い入札から順に落札決定を行う。

ウ 落札候補者の入札金額が高い入札から順に落札決定を行う。

エ 用度課が入札案件ごとに付す契約番号が小さい入札から順に落札決定を行う。

10 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契

約保証金の納付を免除する。

1 2 その他

- (1) この調達は，政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 積算内訳書の提出
 - ア 入札参加者は，入札データを送信する際，入札金額に対応する積算内訳書を添付し，電子入札システムに到達させること。
 - イ 積算内訳書には，工事名及び工事場所，開札日，会社の商号又は名称，代表者役職及び代表者氏名を記載すること（入札者が端末機利用者の場合には，併せて登録印を押印すること。 ）。
 - ウ 積算内訳書については，少なくとも項目，単価，数量及び金額を記載するものとする。
 - エ 積算内訳書は，入札の参加条件として提出を求めるものであり，契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先 5(1)の問合せ先に同じ。
- (6) 設計図書等の内容や積算に関する質問は禁止する。
- (7) 公正な競争を確保するため，本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。 ）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。 ）とが，次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が，非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が，契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請，3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。 ）。
- (8) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により，契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし，契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお，誓約書を提出しない場合は，契約を締結しない。

（上下水道局総務部用度課）